

「第2次群馬県再犯防止推進計画」の策定について

1 策定の趣旨

「再犯の防止等の推進に関する法律」に基づき、群馬県における再犯の防止等に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、「群馬県再犯防止推進計画」の後継計画として策定するものです

2 計画の特徴

- (1) 再犯防止の取組を市町村等の関係者や一般県民に広く知ってもらうため、罪を犯した人等が置かれている現状や課題について分かり易く記述しました。
- (2) 全庁的に施策を推進するため、再犯防止につながる県の施策を幅広く計画に盛り込みました。※取組数：41項目（第1次計画）⇒62項目（第2次計画）

3 計画の概要

- (1) 推進期間：令和6年度～令和10年度まで（5年間）
- (2) 目標：犯罪をした人等が、社会において孤立することなく、円滑に社会復帰できるよう支援することにより、再犯を防止し、誰もが安全で安心して暮らせる社会の実現を目指します。
- (3) 基本方針
 - ①国及び民間団体等との緊密な連携の強化
 - ②分かりやすく効果的な広報等による、再犯の防止等に関する取組への県民の理解と関心の醸成
 - ③地域の状況及び社会情勢等に応じた効果的な施策の実施
- (4) 目標指標：

推進指標	基準値 (令和5年度)	目標値 (令和10年度)
再犯防止推進計画を策定した県内市町村の数	19市町村	35市町村

※詳細は県ホームページをご覧ください。 <https://www.pref.gunma.jp/page/636139.html>